

NBT研究会「中間取りまとめ」に対する有識者意見について

－Ⅲ章及びⅣ章を中心に－

1 Ⅲ章関係

(1) 前文部分

- 慣行の育種技術でも胚培養技術など種の壁を超えるものが存在する中で、図10の概念図はそれらを適正に表現していない。

(2) 導入した外来遺伝子が育種過程で除去できる技術 (null segregant)

- 世代促進法に用いた *FT* 遺伝子やベクターのリンゴ小球形潜在ウイルス (ALSV) は、生物多様性に悪影響をもたらすようなことは想定されないほか、最終産物に組換えウイルスが存在しないことが合理的に証明できれば問題ないと考える。
- 「外来遺伝子の残存の有無」や「非意図的な変異の発生可能性」で生物多様性影響のおそれを予見するのではなく、育種改良の目的形質やそれを司る遺伝子の機序から生物多様性影響の蓋然性を検討すべきではないか。

(3) 人工制限酵素を利用したゲノム編集技術

- 人工制限酵素の応用は、多様なケースが想定されるため、生物多様性影響評価の必要性もケースバイケースで判断する方が適切ではないか。
- 「外来遺伝子の残存の有無」や「非意図的な変異の発生可能性」で生物多様性影響のおそれを予見するのではなく、標的遺伝子がもたらす形質特性や遺伝子の機序から生物多様性影響の蓋然性を検討すべきではないか。

2 IV章関係

(1) 関連研究開発の推進

- 国内農業の振興や国際競争力の強化に寄与する技術であり、諸外国の開発状況を踏まえると強力に推進する必要がある。

(2) 遺伝子組換え規制に向けた取組み

- 今後、科学的な知見の蓄積をベースに、規制のあり方も柔軟に対応していくことが重要ではないか。
- 開発者が事前相談しやすいような制度環境や仕組みづくりが必要である。
- 「外来遺伝子の残存の有無」や「非意図的な変異の発生可能性」で生物多様性影響のおそれを予見するのではなく、標的遺伝子がもたらす形質特性や遺伝子の機序から生物多様性影響の蓋然性を検討すべきではないか。

(3) 国民への情報提供やコミュニケーションの進め方

- 国民に分かりやすい説明を行うためには、サイエンス・コミュニケーター育成・確保が非常に重要である。
- 「新たな育種技術」ではあまりにも普通名詞的であり、一般に説明するための代案を考えた方が良いのではないか。
- 内在性の遺伝子を変異させていたとしても、自然界ではまず起こらないような変異をもたらしていれば、GM 反対派の格好の標的になる可能性がある。そのことをしっかりと認識した上で、今後、コミュニケーションを進める必要がある。

(4) 規制上の取扱いに係る国際的な調和の促進

- 政府や国際機関だけでなく、民間団体レベルでの国際的なシンポジウムも有意義であり、是非、国と民間とが連携した取組を期待したい。